



区分	品目例	ごみの出し方	容器等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他プラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ボトル類</b> つゆ、ドレッシング、液体シャンプー、リンス、目薬等のプラスチック製のボトル型容器</li> <li>● <b>袋・ラップ類</b> ○冷凍・インスタント食品、お菓子等の袋 ○生鮮食品などに使われたラップ</li> <li>● <b>カップ・パック類</b> 卵パック、ヨーグルト、プリンなどの容器</li> <li>● <b>トレイ類</b> 生鮮食品(肉・野菜・魚など)のトレイ (白色トレイも含ます)</li> <li>● <b>チューブ類</b> マヨネーズ、ケチャップ、練りわさび等のチューブ、歯磨き粉等のチューブ (中身を使い切っていないものは可燃ごみで出してください)</li> <li>● <b>緩衝材・ネット類・ふた類</b> ○メロン・桃などを包んだ発泡スチロール ○家電製品等を保護した発泡スチロール (発泡スチロールは細かく砕いてください) ○みかん・たまねぎ等のネット ○ペットボトル・びん等のプラスチック製のふた</li> </ul>	 <p>「その他プラ」として出せるものは左記の「プラマーク」がついているものが対象となります。</p> <p>直接「プラマーク」が印されていなくてもラベル等に記入されていれば対象となります。</p> <p>※中身を使い切ってから汚れのついていないものは、水洗いし乾燥させてから出してください。</p> <p><b>注1</b> 食品の残りかす等が付いていると腐敗が進み、臭気や衛生的な面でも問題がありますので水洗いするか、紙や布でふきとってください。</p> <p><b>注2</b> 汚れているものや中身を使い切っていないものは資源ごみとなりませんので、可燃ごみとして町指定ごみ収集袋に入れて出してください。</p> <p><b>注3</b> プラスチック製のものでも、商品として購入したもの（ビデオテープ、おもちゃ、タッパ、洗面器等）は不燃ごみの日に出してください。</p>	 <p>透明・半透明のビニール袋</p> <p>または、プラマークのついたレジ袋</p>
	<p>その他プラの対象とならない品目例</p>	<p>飲料用(清涼飲料・酒)、しょうゆ等のペットボトル</p> <p>カセットテープ(ケースも含む)、ビデオテープ(ケースも含む)、文房具、おもちゃ、バケツ、洗面器、じょうろ、歯ブラシ、食器、ハンガー、ホース、シート、レコード、くし、衣装ケース、パネル</p>	<p>▶▶▶ ペットボトルの日に出してください</p> <p>▶▶▶ 不燃ごみの日に出してください</p> <p>▶▶▶ 一辺の長さが50cm以上のものは、粗大ごみの日に出してください</p>